

避難指示区域の見直しの経緯と現状について

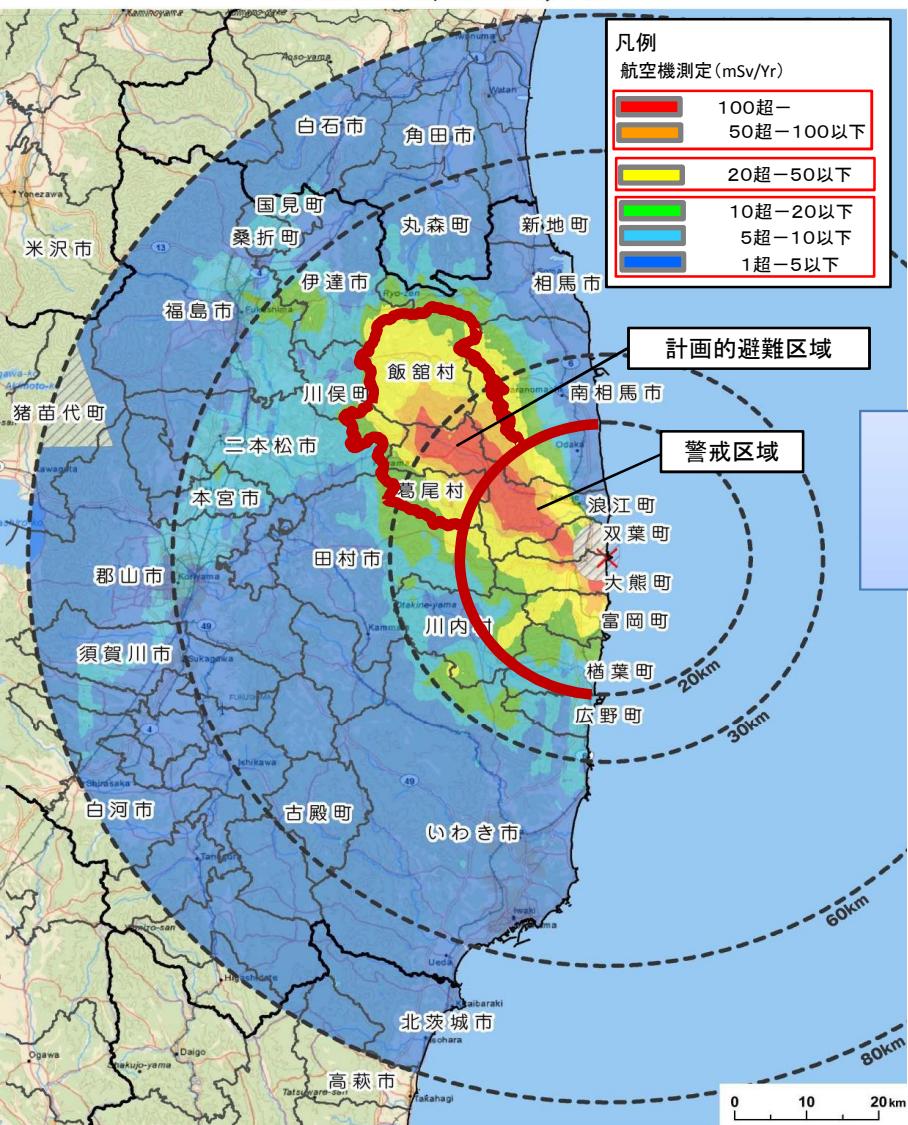
1. 平成23年3月 : 事故
2. 平成23年4月 : 警戒区域(4/21)(福島第一から半径20km圏内)
計画的避難区域(4/22)(放射線量が20mSv/yを超える区域)
⇒ 対象11市町村
3. 平成23年12月: 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

※ 緊急時避難準備区域(福島第一から半径30km圏内)は、4/22に設定、9/30に解除
(対象市町村: 広野町、楢葉町、川内村、田村市、南相馬市)

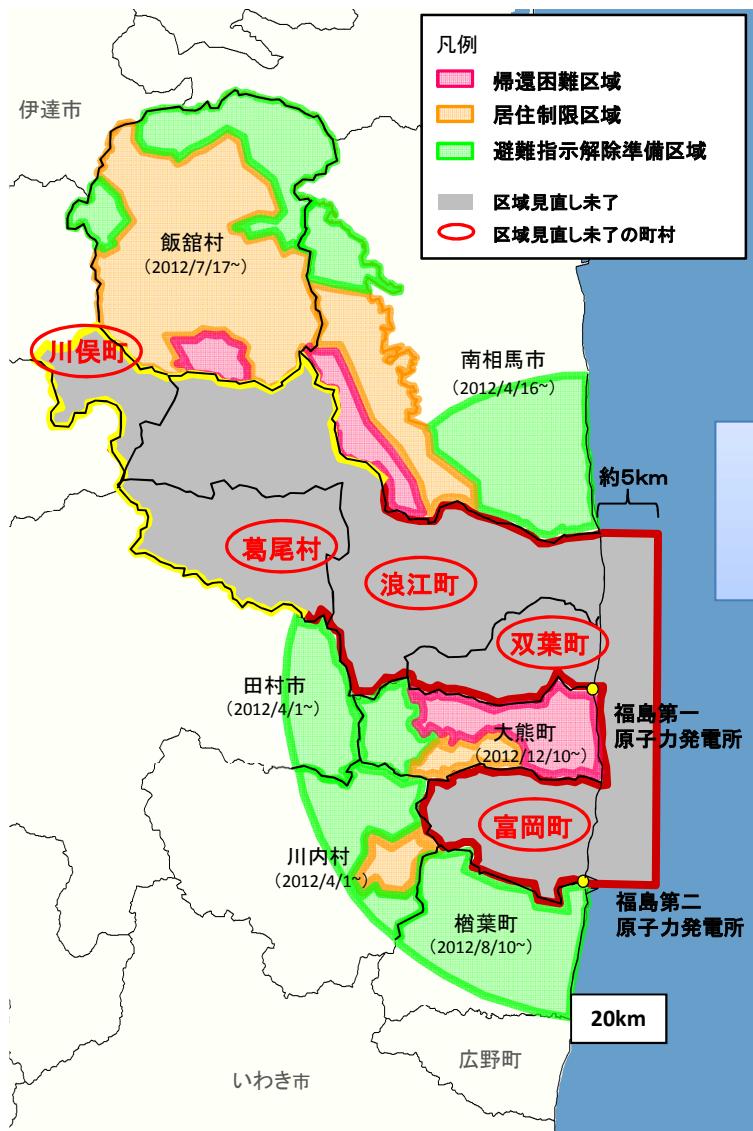


4. 対象11市町村における避難指示区域の見直しの現状
 - (1) これまでに区域見直しを終えた6市町村
: 川内村、田村市、南相馬市、飯舘村、楢葉町、大熊町
 - (2) 今回の原災本部で区域見直しを終える3町村
: 葛尾村、富岡町、浪江町(3/7の原災本部で決定)
 - (3) 残る**双葉町**、**川俣町**も遅滞なく、区域見直しを実施予定
(今春を目途に調整中)

平成23年4月29日時点の
線量分布



平成24年12月10日時点
(今回の区域見直し前)



平成25年4月1日以降
(今回の区域見直し後)

